

【いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）】抜粋

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

【高知県いじめ防止対策推進法施行条例（平成 26 年高知県条例第 59 号）】抜粋

第 2 章 高知県いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第 3 条 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第 14 条第 1 項の規定に基づき高知県いじめ問題対策連絡協議会（以下この章において「連絡協議会」という。）を置く。

（任務）

第 4 条 連絡協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体が連携を図り、いじめの防止等のために県が実施する施策を総合的かつ効果的に推進させるとともに、関係する機関及び団体がそれぞれの役割に応じた取組等を促進させることにより、いじめの防止等のための対策を総合的に推進する役割を担うものとする。